

一般事業主行動計画（第4回）

当社では、仕事と子育てを両立することができ、職員全員が働きやすい環境を整備することによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「一般事業主行動計画」を継続し、次のように行動計画を策定しましたのでお知らせいたします。

1. 計画期間 平成29年4月1日～平成31年3月31日までの2年間

2. 内容

目標1：年次有給休暇並びに半日年次有給休暇の計画的な取得を推奨することによって、取得率のアップを図る。

<対策>

平成29年4月～

- 勤務施設で「年間または月間」を通じた勤務表の作成を行い、計画的かつ効率的な休暇取得を目指す。

目標2：男性、女性ともに育児休業取得を促進する。

<対策>

平成29年4月～

- 諸制度の規定を勤務施設に設置し上長を通じて周知を行い、育児休業を取得しやすい環境を目指す。

以上